

久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備に資するため、多様な主体が実施する生活支援サービスの登録に関し必要な事項を定め、生活支援サービスの利活用の促進を図り、日常生活上の多様な支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援サービス 市民の困りごとの解決に向け、事業者やNPO法人、ボランティア団体等が実施するサービスや交流促進事業等をいう。
- (2) 団体 生活支援サービスを提供している事業者やNPO法人、ボランティア団体等をいう。

(団体の資格)

第3条 団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (2) 市内において生活支援サービスを提供する団体であること。
- (3) 団体の代表者が18歳以上であること。ただし、団体の代表者が未成年者である場合は、法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意があること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員でない者、若しくは暴力団および暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(登録)

第4条 市長は、前条の資格を有する団体が実施する生活支援サービスのうち、別表に掲げるもののいずれかに該当し、次の各号の要件をすべて満たすものを、生活支援サービス情報として登録することができる。

- (1) 市内で実施される生活支援サービスであること。
- (2) 広く市民を対象に実施される生活支援サービスであること。
- (3) 法律、条例等に抵触しない生活支援サービスであること。

(申請)

第5条 生活支援サービス情報の登録を希望する団体は、次に掲げる書類のほか必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 生活支援サービス情報 登録申請書（様式第1号）
- (2) 生活支援サービス情報 登録内容調書（様式第2号）
- (3) 生活支援サービス情報の登録に関する誓約書（様式第3号）

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて実地調査等を行うことにより、第3条に規定する資格及び第4条に規定する要件に適合するかを審査し、登録の可否を決定するものとする。

(決定通知等)

第7条 市長は、第6条の規定により登録の可否を決定したときは、登録可否決定通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

2 市長は、登録した生活支援サービス情報について、市のホームページ等により広く周知するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 生活支援サービス情報に登録した団体は、登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書(様式第5号)を市長に届出なければならない。

(登録の取り消し)

第9条 市長は、登録した生活支援サービス情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する団体の資格又は第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2) 登録廃止届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (3) 申請の内容に虚偽が発覚したとき。
- (4) その他市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録廃止通知書(様式第7号)により、当該団体に通知するものとする。

(登録期間)

第10条 生活支援サービス情報の登録期間は1年間とする。

2 登録期間満了の日までに前条に規定する登録の取り消しの手続きがなされない場合、登録期間満了日の翌日から登録期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(交渉等への不関与)

第11条 登録された生活支援サービスの利用を希望する者は、当該生活支援サービスを実施する団体と交渉を行うものとし、市長は当事者間の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 団体は、生活支援サービスの利用に際し、知り得た個人情報を、その目的以外に利用してはならない。生活支援サービスの利用が終了した後も同様とする。

(運用上の注意)

第13条 この要綱は、市民が登録された生活支援サービス情報以外の多様なサービスを利用

することを規制するものではない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

別表

対象事業	内容
1. 日常的な家事支援サービス	買物、掃除、調理、布団干しなどの日常生活を営む上で必要な家事を支援するサービス
2. 安心（訪問・見守り）サービス	自宅訪問や電話などによる、当事者の安否を気にかけるサービス
3. 外出支援・宅配サービス	通院や買物などの当事者移動を支援する活動や商品などを自宅に届けたり、近所まで出向くなどの出張サービス
4. 交流の場づくりサービス	交流の場づくりや情報共有の場づくりなど行い、人と人が出会う場を提供するサービス
5. 不定期的な家事支援サービス	庭の雑草取りや植木の選定、家具の移動や建具の備え付けなどのサービス
6. その他の日常生活支援サービス	その他、日常生活支援のために必要なサービス

年 月 日

久留米市長

（申請者） 住 所：
団 体 名：
ふりがな：
代 表 者：
生年月日：
電話番号：

生活支援サービス情報 登録申請書

私は、当団体が提供する生活支援サービス等が開示されることについて承諾し、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱第5条の規定により登録申請します。

事業名：_____

（添付書類）

- （1）登録内容調書（様式第2号）
- （2）誓約書（様式第3号）
- （3）団体の概要が分かる書類（会社概要、会則、規約等）
- （4）生活支援サービスの内容が分かる書類

※ 久留米市暴力団排除条例第6条の規定により暴力団排除を徹底するために、暴力団（員）又は暴力団（員）と密接な関係のあるものであるか否か警察へ照会させていただくことがあります。併せて、生活支援サービス情報への登録前後に暴力団員等の関与があることが確認できた場合には、生活支援サービス情報への登録ができない、もしくは、登録後に登録取り消しを行う場合があります。

なお、警察への照会に使用する個人情報、当該事業の目的以外に使用することはありません。

様式第2号（第5条関係）

生活支援サービス情報 登録内容調書

	掲載内容等
1 対象事業分類 (別表参照)	
2 サービス名 (事業名)	
3 団体名 (事業所名)	(フリガナ)
4 代表者名	(※代表者名は公表いたしません。)
5 住所	〒
6 連絡先	TEL : FAX : メール :
7 サービス内容	
8 利用料金	
9 申し込み方法	
10 活動エリア	
11 その他	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

久留米市長

（申請者） 住 所：
団 体 名：
ふりがな：
代 表 者：
生年月日：
電話番号：

生活支援サービス情報の登録に関する誓約書

私は、久留米市生活支援サービス情報の登録に当たり、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で、申請いたします。

また、生活支援サービス情報登録申請書（様式第1号）及びその添付書類に記載した事項に偽りはなく、要綱第3条に規定する資格及び第4条に規定する要件に該当する者であることを誓約いたします。

年 月 日

様

市長名

生活支援サービス情報 登録可否決定通知書

このことについて、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので、同7条第1項の規定により通知します。

記

登録の可否	可 ・ 否
サービス名 (事業名)	
備 考	

問い合わせ

久留米市健康福祉部地域福祉課
(担当)

TEL 0942-30-9174

FAX 0942-30-9752

メール chifuku@city.kurume.fukuoka.jp

年 月 日

久留米市長

（申請者） 住 所：
団 体 名：
ふりがな：
代 表 者：
生年月日：
電話番号：

生活支援サービス情報 登録事項変更届出書

このことについて、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

記

変更項目	
変更等前	
変更等後	
理 由	

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

久留米市長

(申請者) 住 所 :
団 体 名 :
ふりがな :
代 表 者 :
生年月日 :
電話番号 :

生活支援サービス情報 登録廃止届出書

生活支援サービス情報について、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり登録廃止を届け出ます。

記

サービス名 (事業名)	
備 考 (登録廃止の理由など、ご記入ください)	

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

様

市長名

生活支援サービス情報 登録廃止通知書

このことについて、久留米市生活支援サービス情報の登録に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり登録廃止としましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

サービス名 (事業名)	
備 考	